

令和6年2月1日

令和6年登米市議会定例会 2月定期議会 提案理由説明書

登米市議会

議員 番

諮問第1号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ささき けいし 佐々木 敬之
住所	登米市迫町
職業	地方公務員

諮問第2号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おの でら ゆうこ 小野寺 由子
住所	登米市中田町
職業	嘱託講師

諮問第3号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	ふくだ とおる 福田 透
住所	登米市米山町
職業	農業

諮問第4号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	みうら りゅうえつ 三浦 隆悦
住所	登米市南方町
職業	無職

諮問第5号	人権擁護委員候補者の推薦につき意見を求めることについて
-------	-----------------------------

本案は、法務大臣に対し人権擁護委員候補者を推薦するため、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定に基づき、議会の意見を求めるものであります。

推薦候補者

氏名	おいかわ あきこ 及川 昭子
住所	登米市南方町
職業	会社員

議案第4号	令和5年度登米市一般会計補正予算（第11号）
議案第5号	令和5年度登米市国民健康保険特別会計補正予算（第5号）
議案第6号	令和5年度登米市後期高齢者医療特別会計補正予算（第4号）
議案第7号	令和5年度登米市介護保険特別会計補正予算（第4号）
議案第8号	令和5年度登米市水道事業会計補正予算（第3号）
議案第9号	令和5年度登米市下水道事業会計補正予算（第4号）
議案第10号	令和5年度登米市病院事業会計補正予算（第4号）
議案第11号	令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）

本案は、議案第4号令和5年度登米市一般会計補正予算（第11号）から議案第11号令和5年度登米市老人保健施設事業会計補正予算（第4号）までについて、各種会計予算の補正を行うものであります。

一般会計については、歳入歳出予算の総額からそれぞれ3億2,266万7千円を減額し、予算の総額を歳入歳出それぞれ467億2,245万4千円とするものであります。

その主な内容として、歳出では、国民健康保険特別会計繰出金1億1,100万7千円、障害者自立支援費9,560万1千円、施設型給付事業1億2,562万5千円などを増額する一方、児童手当給付事業3,464万5千円、予防接種費2億2,897万7千円、上水道事業会計繰出金8,304万3千円、下水道事業会計繰出金あわせて9,456万9千円を減額するほか、各款にわたり各種事業の確定などに伴う補正額を計上しております。

歳入では、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金など国庫支出金5億453万6千円、後期高齢者医療広域連合給付費負担金過年度返還金など諸収入7,565万2千円などを増額する一方、財政調整基金などの繰入金6億8,451万9千円、市債2億5,210万円などを減額して計上しております。

また、繰越明許費として16件、債務負担行為補正として追加14件、地方債補正として、変更13件、廃止1件を計上しております。

特別会計については、国民健康保険特別会計の歳出で、保険給付費5,620万6千円の減額などと債務負担行為補正として追加3件を、後期高齢者医療特別会計の歳出で、後期高齢者医療広域連合納付金356万円の増額と債務負担行為補正として追加1件を、介護保険特別会計の歳出で、地域支援事業費806万2千円の減額などと債務負担行為補正として追加1件を計上しております。

企業会計については、水道事業会計で、水道事業収益1,375万3千円、水道事業費用9,625万8千円、資本的収入2億6,652万5千円、資本的支出3億3,385万9千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加2件、企業債補正として変更3件、他会計からの補助金を増額し、たな卸資産の購入限度額を減額して計上しております。

下水道事業会計では、下水道事業収益5,328万5千円、下水道事業費用1億437万2千円、資本的収入5,549万円、資本的支出2,645万8千円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、企業債補正として変更1件、他会計からの補助金を減額して計上しております。

病院事業会計では、病院事業収益2,450万4千円の減額、病院事業費用1,074万8千円の減額、資本的収入2,380万円の増額と、資本的支出910万円を減額するほか、債務負担行為補正として追加1件、たな卸資産購入限度額を増額して計上しております。

老人保健施設事業会計では、老健事業収益2,765万4千円の減額、老健事業費用737万3千円の減額のほか、債務負担行為補正として追加1件、一時借入金の限度額を増額して計上しております。

議案第12号	令和6年度登米市一般会計予算
議案第13号	令和6年度登米市国民健康保険特別会計予算
議案第14号	令和6年度登米市後期高齢者医療特別会計予算
議案第15号	令和6年度登米市介護保険特別会計予算
議案第16号	令和6年度登米市土地取得特別会計予算
議案第17号	令和6年度登米市宅地造成事業特別会計予算
議案第18号	令和6年度登米市水道事業会計予算
議案第19号	令和6年度登米市下水道事業会計予算
議案第20号	令和6年度登米市病院事業会計予算
議案第21号	令和6年度登米市老人保健施設事業会計予算

(別冊)

議案第22号	登米市東和コミュニティセンター条例を廃止する条例について
--------	------------------------------

本案は、施設の老朽化及び利用者の減少に伴い、東和楼台コミュニティセンターを閉館するため、本条例を廃止するものであります。

議案第23号	登米市とよまつづら淵地区多目的センター条例を廃止する条例について
--------	----------------------------------

本案は、とよまつづら淵地区多目的センターを主として利用している関係自治会へ無償譲渡するため、本条例を廃止するものであります。

議案第24号	登米市組織条例及び登米市行政不服審査会条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------------------

本案は、組織機構の見直し等を行うため、関係条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表10ページ)

議案第25号	登米市職員の育児休業等に関する条例等の一部を改正する条例について
--------	----------------------------------

本案は、地方自治法の一部を改正する法律（令和5年法律第19号）が令和6年4月1日から施行されることに伴い、会計年度任用職員に対して勤勉手当を支給するため、関係条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表13ページ)

議案第26号	登米市介護保険条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------

本案は、介護保険法（平成9年法律第123号）第117条の規定に基づく、令和6年度から令和8年度までの第9期介護保険事業計画の策定にあたり、標準給付費等の財源となる第1号被保険者の介護保険料を改定するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表17ページ)

議案第27号	登米市農村環境改善センター条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------------

本案は、米山地区公共施設複合化整備事業の事業区域として利用するにあたり、米山農村環境改善センターのテニスコートを廃止するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表19ページ)

議案第28号	登米市体育施設条例の一部を改正する条例について
--------	-------------------------

本案は、米山農村環境改善センターのテニスコートが廃止されることに伴い、その代替施設として新たにテニスコートを設置するため、本条例の一部を改正するものであります。
(新旧対照表21ページ)

議案第29号	指定管理者の指定について（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））
議案第30号	指定管理者の指定について（とめ市民活動プラザ）

本案は、議案第29号指定管理者の指定（石越高森公園（愛称名 チャチャワールドいしこし））及び議案第30号指定管理者の指定（とめ市民活動プラザ）について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項及び各施設の設置条例の規定によりその管理を行わせる団体を指定するにあたり、同法第244条の2第6項の規定に基づき、議会の議決を求めるものであります。

議案第31号	市道路線の認定、廃止について
--------	----------------

本案は、市道路線10路線を認定し、14路線の廃止を行うにあたり、道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項及び第10条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第32号	令和5年度登米市病院事業会計資本剰余金の処分について
--------	----------------------------

本案は、他会計負担金をもって貸し付けた奨学金に係る償還免除引当金の計上により発生する損失について、他会計負担金を源泉とする資本剰余金をもって補填するため、地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第32条第3項の規定により、議会の議決を求めるものであります。

議案第24号関係

登米市組織条例及び登米市行政不服審査会条例 新旧対照表

第1条関係（登米市組織条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条（略） （部の事務分掌）</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>広報及び広聴</u>に関すること。</p> <p>エ～サ（略）</p> <p>シ 他の部の所管に属さないこと。</p> <p>(2) <u>まちづくり推進部</u></p> <p>ア <u>市政の企画及び総合調整</u>に関すること。</p> <p>イ <u>統計</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>合併に係る事務事業管理</u>に関すること。</p> <p>エ <u>行政改革の推進</u>に関すること。</p> <p>オ <u>電算システム</u>に関すること。</p>	<p>第1条（略） （部の事務分掌）</p> <p>第2条 部の事務分掌は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 総務部</p> <p>ア・イ（略）</p> <p>ウ <u>広聴</u>に関すること。</p> <p>エ～サ（略）</p> <p>シ <u>財政</u>に関すること。</p> <p>ス <u>電算システム</u>に関すること。</p> <p>セ <u>地域情報化</u>に関すること。</p> <p>ソ <u>合併に係る事務事業管理</u>に関すること。</p> <p>タ <u>行政改革の推進</u>に関すること。</p> <p>チ 他の部の所管に属さないこと。</p> <p>(2) <u>まちづくり推進部</u></p> <p>ア <u>市政の企画及び総合調整</u>に関すること。</p> <p>イ <u>統計</u>に関すること。</p> <p>ウ <u>広報</u>に関すること。</p> <p>エ <u>国際交流</u>に関すること。</p> <p>オ <u>観光</u>に関すること。</p>

カ 地域情報化に関すること。

キ 国際交流に関すること。

ク 地域振興に関すること。

ケ 地域コミュニティに関すること。

コ 地域交通に関すること。

サ 財政に関すること。

(3) (略)

(4) 産業経済部

ア～カ (略)

キ 観光に関すること。

(5) (略)

第3条 (略)

カ 地域振興に関すること。

キ 地域コミュニティに関すること。

ク 地域交通に関すること。

(3) (略)

(4) 産業経済部

ア～カ (略)

(5) (略)

第3条 (略)

第2条関係（登米市行政不服審査会条例の一部改正）

改 正 案	現 行
第1条～第7条（略） （庶務） 第8条 審査会の庶務は、総務部_____において処理する。 第9条・第10条（略）	第1条～第7条（略） （庶務） 第8条 審査会の庶務は、総務部 <u>市長公室</u> において処理する。 第9条・第10条（略）

議案第25号関係

登米市職員の育児休業等に関する条例等 新旧対照表

第1条関係（登米市職員の育児休業等に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員_____のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職場復帰後における号俸の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職場に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職場に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第9条～第22条（略）</p>	<p>第1条～第6条（略） （育児休業をしている職員の期末手当等の支給）</p> <p>第7条（略）</p> <p>2 給与条例第20条第1項に規定するそれぞれの基準日に育児休業をしている職員（<u>地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の2第1項第1号に掲げる職員を除く。</u>）のうち、基準日以前6か月以内の期間において勤務した期間（規則で定めるこれに相当する期間を含む。）がある職員には、当該基準日に係る勤勉手当を支給する。 （育児休業をした職員の職場復帰後における号俸の調整）</p> <p>第8条 育児休業をした職員（<u>地方公務員法第22条の2第1項</u>に規定する会計年度任用職員を除く。）が職場に復帰した場合において、部内の他の職員との均衡上必要があると認められるときは、その育児休業の期間を100分の100以下の換算率により換算して得た期間を引き続き勤務したものとみなして、その職場に復帰した日及びその日後における最初の昇給日（給与条例第5条第5項に規定する規則で定める日をいう。）又はそのいずれかの日に、昇給の場合に準じてその者の号俸を調整することができる。</p> <p>2（略）</p> <p>第9条～第22条（略）</p>

第2条関係（登米市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条～第23条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当、<u>勤勉手当</u>、退職手当及び地域手当とする。</p> <p>第25条・第26条（略）</p>	<p>第1条～第23条（略） （会計年度任用職員の給与）</p> <p>第24条（略）</p> <p>2（略）</p> <p>3 会計年度任用職員の手当の種類は、初任給調整手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、期末手当_____、退職手当及び地域手当とする。</p> <p>第25条・第26条（略）</p>

第3条関係（登米市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正）

改正案	現 行
<p>第1条（略） （給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬、<u>期末手当及び勤勉手当</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3条～第6条（略） （勤勉手当の支給等）</p> <p>第7条 <u>会計年度任用職員のうち、任期の定めが6月以上のものであって規則で定めるものに、常勤職員の例により勤勉手当を支給する。</u></p> <p>2 <u>給与条例第20条の規定は、会計年度任用職員に準用する。この場合において、同条第3項中「職員が受けるべき給料の月額（育児短時間勤務職員等にあつては、給料の月額を算出率で除して得た額）及びこれに対する地域手当の月額の合計額」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員にあつては給料の月額及びこれに対する地域手当の合計額、月額で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては基本報酬及びこれに対する地域手当に相当する報酬の合計額、日額又は時間で基本報酬を定めるパートタイム会計年度任用職員にあつては規則で定める額」と読み替えるものとする。</u></p> <p>3 <u>前条第3項の規定は、前項において準用する給与条例第20条の規定</u></p>	<p>第1条（略） （給与の種類）</p> <p>第2条 法第22条の2第1項第2号に掲げる会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当及び<u>期末手当</u>とする。</p> <p>2 法第22条の2第1項第1号に掲げる会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）の給与は、報酬<u>及び期末手当</u>とする。</p> <p>3 （略）</p> <p>第3条～第6条（略）</p>

による勤勉手当の支給について準用する。

(給与の減額)

第8条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第9条 (略)

(費用弁償の支給等)

第10条 (略)

(委任)

第11条 (略)

(給与の減額)

第7条 (略)

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第8条 (略)

(費用弁償の支給等)

第9条 (略)

(委任)

第10条 (略)

議案第26号関係

登米市介護保険条例 新旧対照表

改正案	現 行
<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和6年度</u>から<u>令和8年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>37,947円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>57,129円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>57,546円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>75,060円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>83,400円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>100,080円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>108,420円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>125,100円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>141,780円</u></p> <p>(10) <u>令第38条第1項第10号</u>に掲げる者 <u>158,460円</u></p> <p>(11) <u>令第38条第1項第11号</u>に掲げる者 <u>175,140円</u></p> <p>(12) <u>令第38条第1項第12号</u>に掲げる者 <u>191,820円</u></p> <p>(13) <u>令第38条第1項第13号</u>に掲げる者 <u>200,160円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>23,769円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての</p>	<p>第1条～第3条 (略) (保険料率)</p> <p>第4条 <u>令和3年度</u>から<u>令和5年度</u>までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第1号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 介護保険法施行令(平成10年政令第412号。以下「令」という。)第38条第1項第1号に掲げる者 <u>36,000円</u></p> <p>(2) 令第38条第1項第2号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(3) 令第38条第1項第3号に掲げる者 <u>54,000円</u></p> <p>(4) 令第38条第1項第4号に掲げる者 <u>64,800円</u></p> <p>(5) 令第38条第1項第5号に掲げる者 <u>72,000円</u></p> <p>(6) 令第38条第1項第6号に掲げる者 <u>86,400円</u></p> <p>(7) 令第38条第1項第7号に掲げる者 <u>93,600円</u></p> <p>(8) 令第38条第1項第8号に掲げる者 <u>108,000円</u></p> <p>(9) 令第38条第1項第9号に掲げる者 <u>122,400円</u></p> <p>2 前項第1号に掲げる第1号被保険者の保険料の減額賦課に係る保険料率は、同号の規定にかかわらず、<u>21,600円</u>とする。</p> <p>3 前項の規定は、第1項第2号に掲げる第1号被保険者についての</p>

保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、同号中「57,129円」とあるのは、「40,449円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、同号中「57,546円」とあるのは、「57,129円」と読み替えるものとする。

第5条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

- 2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及びイ(1)に規定する者を除く。)、同号ロ若しくはニ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ、第5号ロ、第6号ロ、第7号ロ、第8号ロ、第9号ロ、第10号ロ、第11号ロ又は第12号ロに該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号から第12号までのいずれか _____ に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 (略)

第7条～第23条 (略)

保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、同号中「54,000円」とあるのは、「36,000円」と読み替えるものとする。

- 4 第2項の規定は、第1項第3号に掲げる第1号被保険者についての保険料の減額賦課に係る保険料率について準用する。この場合において、同号中「54,000円」とあるのは、「50,400円」と読み替えるものとする。

第5条 (略)

(賦課期日後において第1号被保険者の資格取得、喪失等があった場合)

第6条 (略)

- 2 (略)

3 保険料の賦課期日後に令第38条第1項第1号イ(イに規定する老齢福祉年金の受給権を有するに至った者及びイ(1)に規定する者を除く。)、同号ロ若しくはハ、第2号ロ、第3号ロ、第4号ロ又は第5号ロ

_____に該当するに至った第1号被保険者に係る保険料の額は、当該該当するに至った日の属する月の前月まで月割により算定した当該被保険者に係る保険料の額と当該該当するに至った日の属する月から同項第1号、第2号、第3号、第4号又は第5号に規定する者として月割により算定した保険料の額の合算額とする。

- 4 (略)

第7条～第23条 (略)

議案第27号関係

登米市農村環境改善センター条例 新旧対照表

改 正 案			現 行		
第1条～第18条 (略)			第1条～第18条 (略)		
別表 (第7条関係)			別表 (第7条関係)		
1 施設使用料			1 施設使用料		
施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)	施設名称	利用区分	使用料 (1時間当たり)
(略)			(略)		
米山農村環境改善センター	多目的ホール	750円	米山農村環境改善センター	多目的ホール	750円
	生活講座室	200円		生活講座室	200円
	生活実習室	250円		生活実習室	250円
	視聴覚講座室	600円		視聴覚講座室	600円
	農事研修室	200円		農事研修室	200円
	相談室	200円		相談室	200円
	農事育成室	200円		農事育成室	200円
	和室研修室1	200円		和室研修室1	200円
	和室研修室2	300円		和室研修室2	300円
	趣味の間	200円		趣味の間	200円
			テニスコート(1面)	450円	

(略)

備考

1 ~ 3 (略)

2 (略)

(略)

備考

1 ~ 3 (略)

2 (略)

議案第28号関係

登米市体育施設条例 新旧対照表

改正案		現行	
第1条 (略) (名称及び位置)		第1条 (略) (名称及び位置)	
第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。		第2条 体育施設の名称及び位置は、次のとおりとする。	
名称	位置	名称	位置
(略)		(略)	
登米市中田球場	登米市中田町宝江黒沼字畑中138番地13	登米市中田球場	登米市中田町宝江黒沼字畑中138番地13
登米市米山テニスコート	登米市米山町西野字西小路裏7番地		
第3条～第20条 (略)		第3条～第20条 (略)	
別表第1 (第4条関係)		別表第1 (第4条関係)	
名称	開館時間	名称	開館時間
登米市迫体育館	午前9時から午後10時まで	登米市迫体育館	午前9時から午後10時まで
登米市登米総合体育館		登米市登米総合体育館	
(略)		(略)	
登米市中田球場		登米市中田球場	

登米市米山テニスコート	
登米市民プール	午前10時から午後9時まで

別表第2（第5条関係）

名称	休館日
登米市迫体育館	12月29日から翌年の1月3日まで
登米市登米総合体育館	
(略)	
登米市中田球場	
登米市米山テニスコート	
登米市民プール	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月4日まで

別表第3（第11条関係）

1 施設等使用料

(1) 施設使用料（プール以外）

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
(略)		

登米市民プール	午前10時から午後9時まで
---------	---------------

別表第2（第5条関係）

名称	休館日
登米市迫体育館	12月29日から翌年の1月3日まで
登米市登米総合体育館	
(略)	
登米市中田球場	
登米市民プール	月曜日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する祝日に当たるときは、その翌日）及び12月29日から翌年の1月4日まで

別表第3（第11条関係）

1 施設等使用料

(1) 施設使用料（プール以外）

施設名称	利用区分	使用料（1時間当たり）
(略)		

登米市中田球場	野球場	800円
	会議室	300円
	夜間照明	3,000円
登米市米山テニスコート	テニスコート（1面）	450円

備考

1～5（略）

(2)・(3)（略）

2（略）

登米市中田球場	野球場	800円
	会議室	300円
	夜間照明	3,000円

備考

1～5（略）

(2)・(3)（略）

2（略）